

## 平成30年度 第2回滋賀県立図書館協議会議事録

- 1 日時：平成30年（2018年）11月16日（金） 14:00～16:00
- 2 会場：県立図書館 大会議室
- 3 出席者：
  - 会長 山本 昭和（学識経験者） ※（ ）内は選出分野
  - 副会長 高浪 郁子（社会教育）
  - 委員 荒堀 勝正（社会教育）、神部 純一（社会教育）、高澤 静香（家庭教育）、  
谷口 郁美（学識経験者）、堤 直史（公募）、法山 由紀子（学校教育）、  
安原 千佳世（学校教育） ※五十音順
  - 県教育委員会事務局生涯学習課 山岸利恵（主幹）
  - 県立図書館 大西良子（館長）、岡田知巳（サービス課長）、村田恵美（調査協力課長）
  - 事務局 中嶋修（副館長）、南都奈緒子（総務課司書）
  - 傍聴者 1名
- 4 次第：
  - 開会
  - 委員紹介、会長・副会長選出
  - 滋賀県立図書館の現状について
  - 議題「これからの滋賀県立図書館のあり方」行動計画案について
    - （1）「これからの滋賀県立図書館のあり方」の策定について
    - （2）行動計画案の内容について
    - （3）評価について
  - 図書館協議会交流会について
  - 閉会

## <議事録（要約）>

### 1 開会・挨拶

館長：

大変ご多用の中、委員就任について快諾いただき、お礼申し上げます。図書館協議会は、図書館法第14条で「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関」と規定されている。さらに、文部科学省で定めている公共図書館の設置及び運営上の望ましい基準で、「教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努める」こととされている。本県では、平成26年度より図書館協議会を設置し、今期で3期目となる。委員の皆様には、県立図書館の利用者、そして県民の声を代表して、ご意見をお聞かせいただきたい。また、日頃、学校教育、社会教育、家庭教育などのそれぞれのフィールドで取り組まれているご活動やご経験を生かし、ぜひ幅広い観点から当館の運営についてご検討いただきたい。

さて、県教育委員会では今年3月に、当館の今後10年の方向性を示す、「これからの滋賀県立図書館のあり方」を策定した。第3期委員の皆様には、この2年の任期の間に、「あり方」を具体的に実現していくための実施計画の策定、取組結果に対する評価の仕組みの検討、実際の評価、評価方法の検証などについてご意見をうかがっていききたい。

図書館は、本を読み、情報を得ることで、自ら学び、自ら考え、自ら行動する県民を支えるための、知の拠点となる施設である。委員の皆様には、図書館の持つ様々な資源が県民に有効に活用されるよう、お力添えをお願いしたい。

生涯学習課主幹：

日頃は、本県の子ども読書活動の推進をはじめ、生涯学習の施策に深いご理解とご支援をいただいていることに感謝申し上げます。また、本日はご多用の中、滋賀県立図書館協議会にご出席いただき、お礼申し上げます。本来であれば課長がご挨拶申し上げますべきところ、現在策定中の子ども読書活動推進計画に関わる協議と重なったため、本日は失礼させていただきます。

今年3月に策定した「これからの滋賀県立図書館のあり方」の中では、今後10年間で県立図書館が目指す姿を掲げ、その実現のために、重点的に取り組むことや、どのような基盤整備が必要かということをお示しした。この「あり方」策定にあたっては、第2期図書館協議会委員に多大なご協力をいただいた。

本日の議題でもあるが、図書館では、「あり方」で目指す姿の実現に向けて、具体的な行動計画を立てて動き始めるとともに、その実施状況を評価・検討する仕組みについても、形にしようとしている。いずれも、県立図書館にとって初めての試みである。委員の皆様

には、県民の目線、またご専門の各分野の視点で、忌憚のないご意見をいただき、県立図書館のより良い運営のためにご協力をいただきたい。

## 2 委員紹介、会長・副館長選出

事務局：

第3期委員の皆様にお集まりいただき最初の会議であるので、各委員から自己紹介をいただきたい。

(各委員自己紹介 ※1名欠席)

事務局：

続いて、会長・副会長の選出を行いたい。「滋賀県立図書館の設置および管理に関する条例」第4条に、「協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によって定める」とされているが、いかがだろうか。

委員：

事務局から提案はないか。

事務局：

事務局としては、会長には、大学での図書館学の研究・教育と、社会活動を通じて、全国の公共図書館の状況に精通しておられる、山本昭和委員にお願いしてはどうかと考えている。また、副会長には、日野町立図書館長として、地域に密着した図書館サービスを提供し、また滋賀県公共図書館協議会の副会長として、県内の市町の図書館事情に通じておられる、高浪郁子委員にお願いしてはどうかと考えている。いかがだろうか。

委員：

異議なし。

事務局：

異議なしとのお声をいただいたので、山本委員に会長を、高浪委員に副会長をお願いする。また、以後の進行については、会長・副会長にお願いしたい。

会長：

それでは次第に従い議事を進行する。本日は、最初の協議会であるので、県立図書館の現状について説明いただく。次に、議題として「これからの滋賀県立図書館のあり方」行動計画案について、皆様に議論していただく。

### 3 滋賀県立図書館の現状について（説明）

会長：

では、審議に入る前に、説明事項として、滋賀県立図書館の現状について、説明をお願いしたい。

サービス課長：

（平成 30 年度滋賀県立図書館事業概要に基づき説明 ※ 組織機構、今年度主要事業、昨年度事業実績、全国から見た県立図書館の姿について）

会長：

グラフを見ると、他の都道府県立図書館に比べて貸出冊数が多いが、10 年前と比べると減っている。おそらく、それは資料費の減少に関係があると思われるが、今後の資料費の見込みはどうか。

館長：

具体的な数字が公表されるのは 2 月ころになり、具体的に申し上げるのは難しい。図書館としては、資料費は図書館運営の基本であるので、現状維持していきたいと考えている。県では、今後国体等を見据え、財政事情が厳しいなか、図書館も予算削減を求められているが、資料費と、重点的に取り組んでいきたいと考えている市町支援については、確保できるようにしていきたい。

委員：

団体貸出とは具体的にどういうことか。

サービス課長：

読書会のテキストとして団体に対して本を貸し出すこと。同じ本を数冊用意している。

### 4 議題：「これからの滋賀県立図書館のあり方」行動計画案について

#### （1）「これからの滋賀県立図書館のあり方」の策定について

会長：

次の議題に移る。まずは、これからの滋賀県立図書館のあり方の策定について、図書館から説明をお願いしたい。

サービス課長：

（「あり方」策定の経緯、内容について説明）

会長：

「あり方」の中に「実施計画の策定」と書かれているものが、本日の議題の行動計画に当たるのか。

サービス課長：

その通り。

副会長：

「あり方」にある、子どもの読書活動の推進のうち、学校図書館への支援について。ここ数年、県立図書館では、学校図書館を使いやすくするため具体的にレイアウト変更をしたり、司書教諭の資格をお持ちの方にアドバイザーをしてもらったりしていた。この計画に盛り込みたいと考えているイメージは何かあるか？

サービス課長：

県では3年間、学校図書館リニューアル事業を行ってきた。今年度は、各市町で自主的に学校図書館をリニューアルしようという動きがいくつかある。また、新たに学校司書が配置された市もある。こういった動きが全県的に広まり、学校司書が配置される状況になってほしい。これまで、公共図書館の学校への支援は、学級への貸出や、先生個人への貸出をすることが多かった。今後は、まずは学校図書館が読書活動・学習活動の拠点として、実態をもった姿になってほしい。そうして、学校図書館が各市町の公共図書館のサービス対象となることができれば、県立図書館は市町の公共図書館による学校図書館支援を、さらにバックアップしていきたいと考えている。

館長：

具体的な取り組みは、のちほどの行動計画で説明する。

委員：

「あり方」本文・概要で、項目の順番が異なる箇所がある。行動計画は、本文と同じ順番になっているようだが、概要と見比べた時に読みづらい。

サービス課長：

以前の図書館協議会でも指摘を受けていたが、修正を失念していた。

## (2) 行動計画案の内容について

会長：

次に、行動計画案の内容について、県立図書館から説明をお願いしたい。

調査協力課長：

(行動計画案の構成、内容について説明)

委員：

行動計画中、「図書館利用に配慮の必要な人に向けたサービス」について、提案。配慮の必要な方というのは、聴覚・視覚障害のある方だけでなく、知的障害や発達障害等のため、図書館を利用するのに振る舞いがうまくできない方へのサポートもできないか。また、たくさんある本の中から、なかなか自分で本を選べない方に、本と出会うためのサポートは何かしているか？

調査協力課長：

そのような方につきましては、職員が個別に対応している。職員研修などの必要も感じるが、現在もできる限り対応しているので、ためらわず来館していただきたいと思う。

館長：

研修を通じて職員の意識を高めることが大事だと考えている。来年早々に、研修事業の中で、認知症の方への図書館サービスについて、専門家をお呼びし、市町図書館の職員一緒に勉強しようと考えている。

委員：

事業概要 p.45 に掲載されている、貸出冊数と実利用者数の年代別のグラフを見てみると、幼稚園から小学校くらいの子どもの利用が多い。次にグラフで出っ張っているのは、その子どもを連れて来る親の世代、その次に出っ張っているのは、孫を連れて来る祖父母の利用ではないかと想像する。自分の図書館利用のあり方を考えてみても、子どもが図書館に来てくれるということが、全県民の利用を伸ばすことにもつながるのではないかと思う。

児童書の全件購入については、学校図書館への支援ということも考え、きちんとした形で行って行ってほしい。一年間に出た子どもの本の中で、良い本を探す会をしている。そういうときに、かつては県立図書館の全件購入を利用して行っていたが、数年前から難しくなった。半年ほど前、調べものをしているときに、月刊誌の収集も弱く感じた。

行動計画案に、児童研究室の環境整備のことが挙げられているが、児童室の環境整備については何か考えていることはあるか？

サービス課長：

全件購入については、貸出・閲覧用以外にもう 1 セット揃えたいという思いはあるが、予算の制約がある。すべてを 2 セット揃えることが難しければ、絵本だけとか、読み物だけというように限定を行うことも考えられるが、御要望に応えられるよう、努力していきたい。

児童室の整備については、今年度金融機関のご厚意で、図書館家具を寄贈いただけることになった。1 月から 2 月頃到着予定。それを活用しながら、子どもたちが本と出会える環境を整備していきたい。

### (3) 評価について

会長：

続いて、行動計画を実行した後の評価について、県立図書館から説明をお願いしたい。

調査協力課長：

(評価の流れ、評価シートのサンプル書式、数値指標、目標値の算出方法等について説明)

委員：

数値指標(案)について。年度ごとの目標値の中で、2 年間同じ数値になっている箇所がある。毎年努力を重ね、数値が上がるように目標設定するのが普通ではないか。また、最終目標が 90%で終わるのは中途半端ではないか。せつかくなら 100%を目指してほしい。

12 歳以下の県民一人当たりの貸出冊数を指標にすることについて。子どもの本は、子ども自身のカードだけでなく、家族のカードで借りられることもある。どのように算出するのか？

「図書館サービスについての情報発信・周知」については、報道機関等への資料提供回数を指標になっているが、行動計画では、インターネット等を活用した情報提供サービスの拡大ということが出ている。これに合わせ、県立図書館のホームページを魅力的なものに改善し、アクセス数を増やすことを数値指標としてはどうか。

サービス課長：

ご指摘のうち、第 2 点の 12 歳以下の一人当たり貸出冊数について。県の生涯学習課で策定途中の、子ども読書活動推進計画に合わせて数値を設定している。算出方法については、児童書の貸出冊数を、県の人口統計で 12 歳以下の人口で割って算出する。

生涯学習課：

子ども読書活動推進計画は、現在第4次計画を策定中。その中で、数値指標も検討しているところなので、図書館の行動計画とすり合わせながら進めていきたい。

調査協力課長：

ご指摘のうち、第1点については、満足度の最終目標値を100%と書ききれなかったため、2年間同じ数値となる箇所が出た。100%を目指して取り組むようにしたい。

第3点の、情報発信の指標については、指標一つだけで良いのか内部でも議論があったところ。再検討したい。

委員：

行動計画を評価するものなので、数値指標は行動計画の内容に合わせるべき。

会長：

アクセス数なら簡単に取得できる。マスコミへの資料提供だけでなく、ホームページのことを加えてほしい。

委員：

「子どもの読書活動の推進」の項目の数値指標として、学校図書館支援用図書の出冊数が挙げられている。平成29年度の実績は150冊とあるが、どのような本がどのような目的で利用されたのか。調べ学習への要望に応えた貸出ということか？

サービス課長：

昨年度まで3年間、学校図書館活用支援事業として、学校図書館のリニューアル等を市町の図書館と一緒に実施した。1年目・2年目については、リニューアルを行う学校を募り、リニューアル後の学校図書館に、実際に使ってもらったり、今後の選書の参考にしてもらったりするために、必ず本の貸出しをしていた。3年目の昨年度は、リニューアル実施を県が募ることはせず、自主的にリニューアルを行う学校図書館を支援する形を取った。リニューアル校の中で、本の貸出を希望する学校が2校あり、150冊の貸出を行った。今後は、リニューアルと絡めたものだけでなく、授業内容に合わせてどのような本がどのくらい必要かということ、市町の図書館を通じてリクエストしてもらい、県立図書館で本の貸出ができるようにしたい。今後は、そのような貸出数が出てくると思う。

委員：

図書館リニューアルを含めた数値目標と考えて良いか？



サービス課長：

今後はリニューアルとは関係ない貸出として進めたい。

委員：

県立図書館がこうした支援を行っているということが学校に分かれば、5年後の目標数値1,000冊は簡単に達成できると思う。周知に力を入れてほしい。

委員：

日本語を母語としない方の利用も多いと思うので、館内の英語表記等を充実してほしい。また、館外に出かけていくという数値目標について、無理のないよう取り組みを進めてほしいと思う。

委員：

学校図書館支援用図書の貸出し冊数は、県立図書館から直接貸出ししたものか？市町を通して貸出した冊数も含むのか？

サービス課長：

基本的には、申し込みも貸出も市町立図書館を通じて行うことを考えている。

委員：

団体貸出をしていない市町もあるので、学校司書が個人のカードで借りて、実際には学校で使っていることも多い。そういった利用も考えると、5年後の目標数値1,000冊は低すぎると思う。

館長：

一般貸出用とは別に、学校図書館用に5,000冊本を購入している。その本の活用を目標値に設定している。

## 5 図書館協議会交流会について

会長：

時間が迫ってきたので、協議は以上とさせていただきます。続いて、図書館協議会交流会について、県立図書館から説明をお願いしたい。

副館長：

(11月24日に守山市立図書館で開催する交流会について、案内)

## 6 閉会

館長：

委員の皆様には、貴重なご意見を頂戴しお礼を申し上げます。行動計画について再検討することと、評価についてもご意見をもとに数値目標を前向きに設定していきたい。そして、その数値に向かって、努力を毎年重ねていきたいと思う。

副館長：

次回の図書館協議会は、2月ころの開催を予定している。ではこれをもって平成30年度第2回滋賀県立図書館協議会を終了させていただく。長時間にわたり協議いただき、お礼申し上げます。